

## 鳥取県告示第201号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定めた鳥取県景観計画を次のとおり変更し、平成22年4月1日から施行したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示する。

当該景観計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課において公衆の縦覧に供する。

平成22年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

別表1の2の(3)の「独自に定めるもの（行為の規模及び工作物の種類によるものを除く。）」中、「① 自然公園法第9条第3項若しくは第10条第3項の認可を受けて行う行為、同法第13条第3項本文、第14条第3項本文若しくは第24条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第26条第1項本文の届出に係る行為、同法第56条第1項後段の協議に係る行為又は同法第56条第3項の通知に係る行為」を、「① 自然公園法第10条第3項若しくは第16条第3項の認可を受けて行う行為、同法第20条第3項本文、第21条第3項本文若しくは第22条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第33条第1項本文の届出に係る行為、同法第68条第1項後段の協議に係る行為又は同法第68条第3項の通知に係る行為」に改める。